

入札時の注意点

【重要】不適法な入札が増えていますので、必ず下記をお読みください。

入札時に入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 住民票（入札人が個人の場合）又は資格証明書（入札人が法人の場合）
- 3 宅地建物取引業の免許証の写し（入札人が宅地建物取引業者の場合）

◆ 上記 1 及び 2 の各書面は、入札時に提出がないと無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

◆ 入札書及び上記 1 の書面の書式は、BITサイトのトップ画面の右にある「ダウンロード」からダウンロードすることができるほか、当庁の執行官室で配布を受けられます。各書面の記入方法は、各書面の注意書欄に記載されていますので、よくお読みください。

入札時に提出する暴力団員等に該当しない旨の陳述書の「陳述」欄「☐ 自己の計算において・・・ありません。」の☐のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。

チェックを入れた場合には、陳述書の注意書 9 を参照の上、必ず別紙も添付してください。

◆ その他入札に関してご不明な点は、当庁の執行官室にお問合せください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 18 日

宇都宮地方裁判所大田原支部執行係

裁判所書記官 吉 成 孝 道

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 8 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 10 月 15 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 22 日 午前 11 時 00 分 場 所 宇都宮地方裁判所大田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 11 日 午前 10 時 00 分 場 所 宇都宮地方裁判所大田原支部執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 23 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 10 月 27 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 18 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

[illegible]

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------------|
| 1 | 所 | 在 | 矢板市安沢字太子堂 |
| | 地 | 番 | 1 0 7 1 番 3 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 5 8 8 . 3 6 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 8 年 8 月 7 日

宇都宮地方裁判所大田原支部執行係

裁判所書記官 吉 成 孝 道

1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

登記名義及び課税上 B 所有の売却対象外建物（家屋番号 1 0 7 1 番 3）が本件土地上に存在する。B が同建物の敷地として本件土地を占有しており，その占有権限は使用借権と推認される。A は同建物の所有権を主張している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

隣地との境界，形状及び範囲が不明確である。

売却対象外の土地を通行のため利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書も御覧ください。
- 3 買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------------|
| 1 | 所 | 在 | 矢板市安沢字太子堂 |
| | 地 | 番 | 1 0 7 1 番 3 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 5 8 8 . 3 6 平方メートル |

令和7年(ヌ)第 8号
令和7年5月 8日受理
令和7年7月 15日提出

現況調査報告書

宇都宮地方裁判所大田原支部

執行官 上 野 一 志

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1	所	在	矢板市安沢字太子堂
	地	番	1 0 7 1 番 3
	地	目	宅地
	地	積	5 8 8 . 3 6 平方メートル

(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	栃木県矢板市安沢１０７１番地			
土地	物件１			
現況地目	☒ 宅地（物件１） ☐ 公衆用道路（物件　） ☐ 農地（物件　） ☐ 雑種地（物件　） ☐ 山林（物件　） ☐ ☐			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 ☒ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している ☐ ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 〔地方裁判所支部令和　年（　）第　号 保管開始日令和　年　月　日〕			
建物（目的外建物）	☐ ない ☒ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件1 関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■B	
占有状況		■敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(☐ (占有者) ■A(土地所有者))の陳述/ ☐ 提示文書()の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ☐ 使用借権 ■土地所有者Aが目的外建物の所有権を主張	
占有開始時期		平成元年2月10日ころ (目的外建物新築時期)	
最初の	契約日	年 月 日	
契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間	
契約等		☐ 期間の定めなし	
契約等	貸主	☐ 所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	☐ 占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		☐ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ■「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(目的外建物用〈単独〉)

目的外建物の概況 (物件1関係)	
所 在	矢板市安沢字太子堂1071番地3
家 屋 番 号	☐ ない (未登記) ☒ 1071番3
種 類	☒ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☐
構 造	木造スレート葺2階建
床面積 (概略)	1階 176.79㎡ 2階 95.64㎡
所 有 者	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 (B) ☐ 不明
建 築 時 期	☒ 平成元年2月10日ころ ☐ 不明
建 築 者	☐ 現所有者 ☐ その他の者 () ☒ 不明
そ の 他 の 事 項	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ A (債務者)	1 本土地は、私が所有しています。 2 本土地上に建っている建物は私が所有する建物です。 3 本土地の周囲に一体として使用している土地がありますが、いずれも親族の名義の土地で、亡くなっている人もいますが、私はその相続人の一人で、所有権があります。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

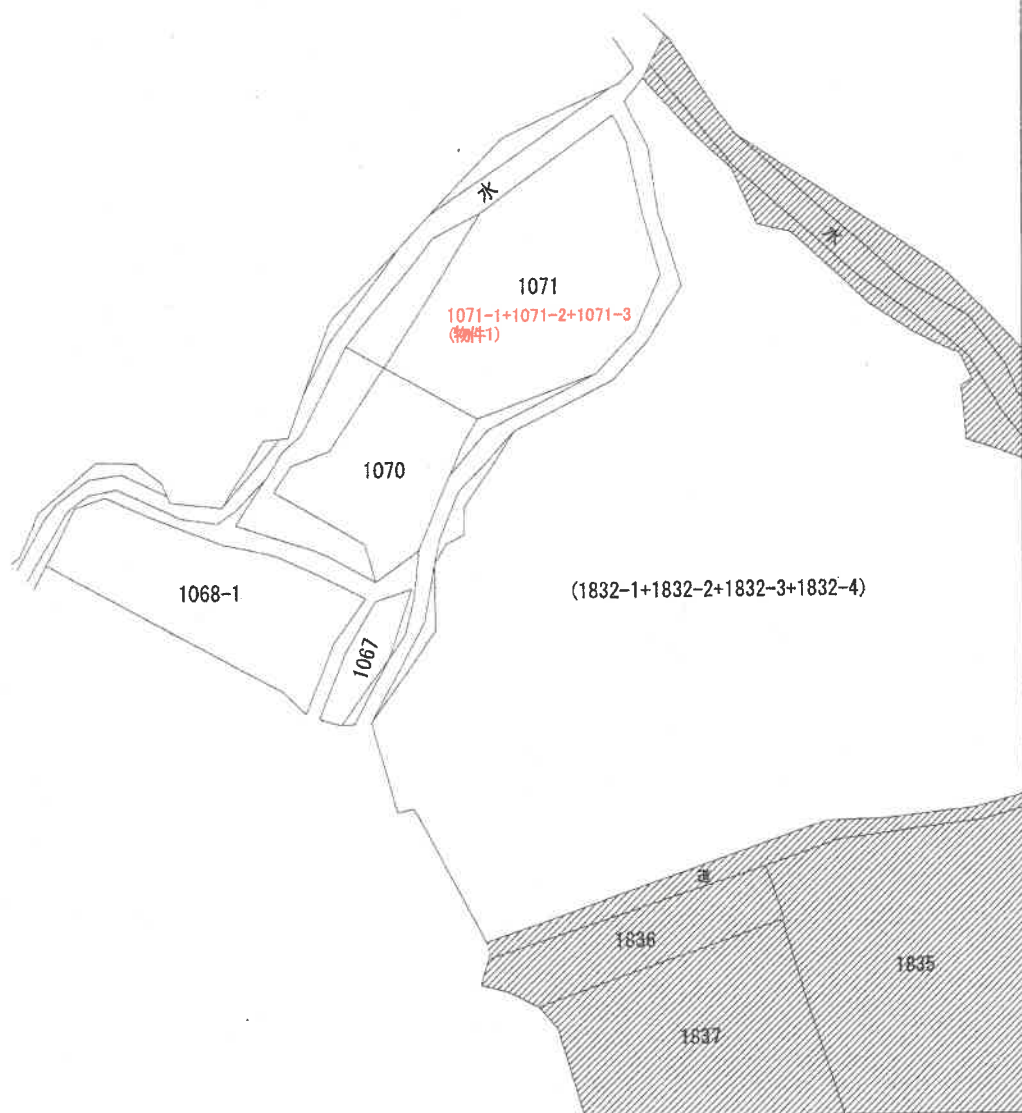
執行官の意見

- 1 現況及び前記関係人の陳述等から本物件の占有状況を2枚目のとおり認めた。
- 2 債務者Aは目的外建物の所有権を主張するものであるが、登記簿上では、Aは根抵当権者である。目的外建物は、登記名義及び課税上の所有者はいずれもBである。
よって、本土地は、Bが目的外建物の敷地として使用しているものと認める。その使用権原については、債務者Aは目的外建物の所有権を主張するものであり、Bとの金銭の授受はないものと推認できることから使用貸借であるものと思われる。
なお、B宛てに事情を聴くために郵便にて連絡を取ろうとしたが応答がない。
- 3 本土地の形状は、建物図面のとおりとしたが、公図では分筆前の状態であり、1071番は、枝番1ないし3まで存するが、筆界が不明確であり、法務局にて分筆申告書を閲覧するも本土地の分筆申告書は見当たらず、その形状等は不明である。本土地を示す図面としては建物図面が存するが、何を根拠に作成されたのかも不明である。
- 4 本土地は、その付近に存する1071番1、1071番2、1070番、1069番2と一体で利用されており、現況上、雑草や樹木で覆われた状態であり、上記件外土地との境界は判然としな
- 5 本土地のみでは袋地である。1069番2の南西側に舗装された市道（安沢12号線）が接面しており、上記の前項の各件外土地に本土地の通行権が生じるものと思われる。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年5月20日 (火) 16:00-16:20	矢板市役所税務課 建設課	地籍集成図写し、家屋評価証明書各入手 道路関係調査
7年5月20日 (火) 17:40-18:10	物件所在地	全戸不在 (通知文書投函) 物件外観調査、写真撮影
7年5月29日 (木) 9:30-9:40	宇都宮地方法務局大田 原支局	公図写し、登記事項要約書各入手
7年6月18日 (水) 10:00-11:30	物件所在地	所有者と面談、物件調査、写真撮影 (評価人同行)
8年5月28日 (木) 14:55-15:10	宇都宮地方法務局大田 原支局	分筆申告書閲覧 (該当なし)
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。



A 4 版に縮小コピーにつき縮尺相違

請求部	所在	矢板市安沢字太子堂				地番	1070番			
出力 縮尺	1/600	精度 区分		座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成 年月日				備付 年月日 (原図)	昭和58年11月10日			補記 事項	方位不明	

登記年月日：平成1年4月11日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方裁判所 大田原支庁管轄)

令和7年3月17日

東京法務局 港出張所

登記官

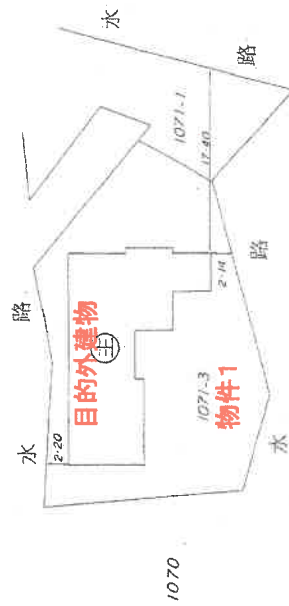
(9 枚目)

建物図面
(各階平面図)

家屋番号 1071-3

建物の所在 矢板市安沢字太子堂 1071 番地 3

4046126 (各階平面図)



S① / 年 4 月 11 日 登記

縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/

年 4 月 6 日 作製

平

作製者 土地家屋調査士

(栃木県土地家屋調査士会 用紙)

A 4 版に縮小コピーにつき縮尺相違

地図管理番号：M51635

(1/2)

登記年月日：平成14年4月11日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(宇都宮地方方法務局 大田原支局管轄)
令和7年3月17日 東京法務局 港出張所

(10 枚目)

登記官

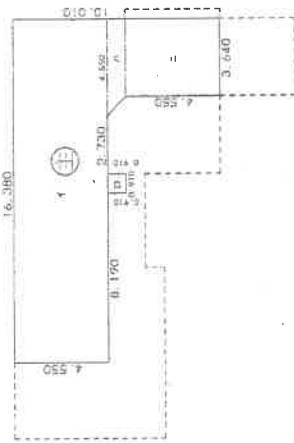
(建物図面)
各階平面図

家屋番号
1071-3

建物の所在
矢板市安沢字太子堂1071番地3

4046127 各階平面図

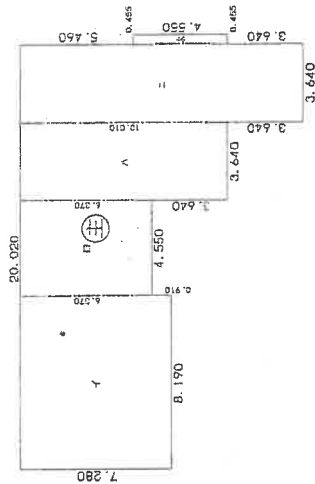
2 階



求積表

イ	4.550 X 16.380	=	74.529000
ロ	0.910 X 0.910	=	0.828100
ハ	(4.550 + 3.640) X 0.910 / 2	=	3.726450
ニ	4.550 X 3.640	=	16.562000
	合計		95.645550
	床面積		95.64 ㎡

1 階



求積表

イ	7.280 X 8.190	=	59.623200
ロ	6.370 X 4.550	=	28.983500
ハ	10.010 X 3.640	=	36.436400
ニ	13.650 X 3.640	=	49.686000
ホ	4.550 X 0.455	=	2.070250
	合計		176.799350
	床面積		176.79 ㎡

S④ / 年 4 月 11 日 登記

作製者
土地家屋調査士

平成

4月 6日(作製)

縮尺
1/250

申請人

縮尺
1/250

A 4 版に縮小コピーにつき縮尺相違

矢板市 地番図【公用】

矢板市安沢 付近



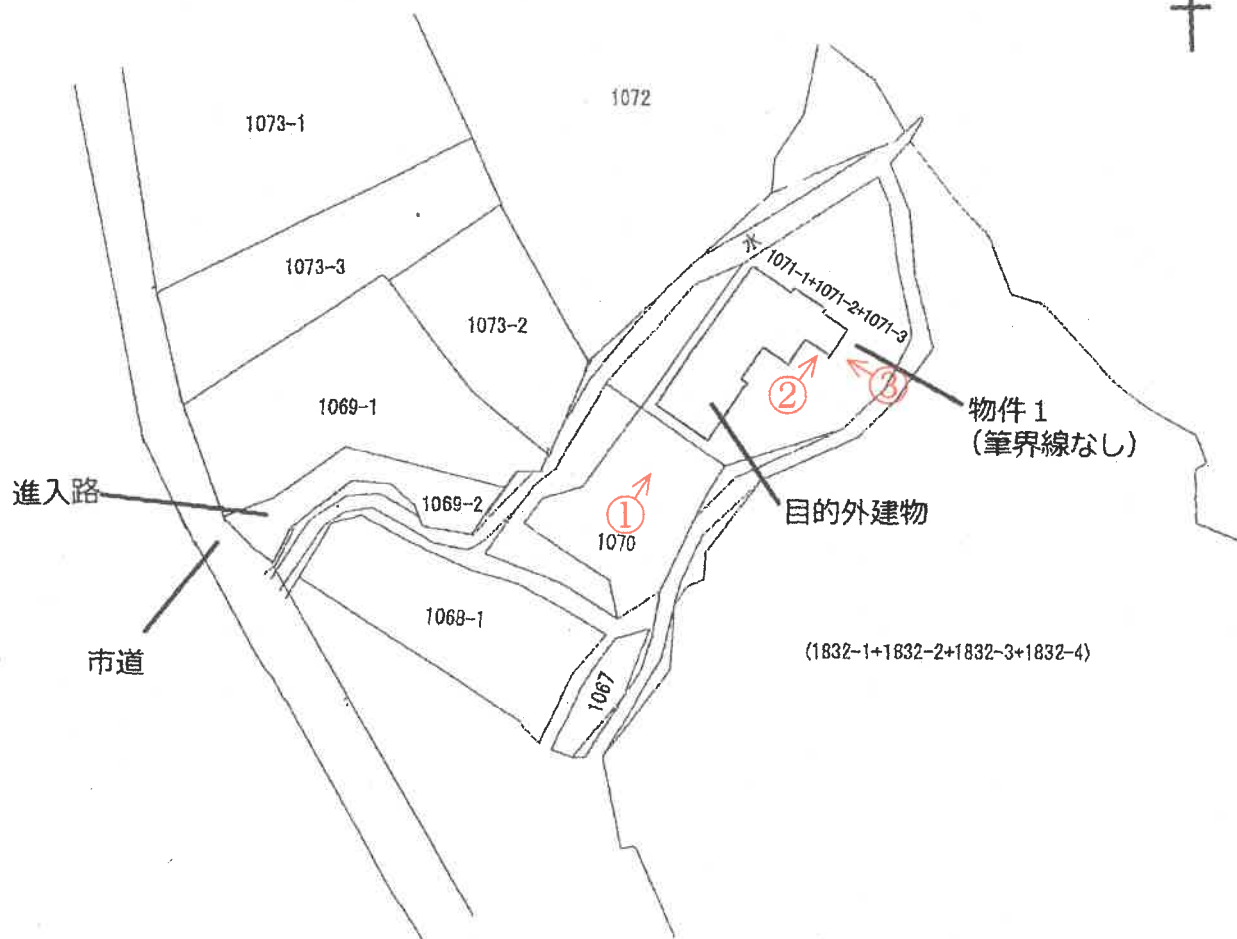
1:1000 A 4 版に縮小コピーにつき縮尺相違

この図面は、現状の地籍の目的で作成した付図のため、土地の境界線等および、地籍関係の資料として使用できません。また、許可なく複製を禁止します。
(原本は矢板市役所蔵)

土地建物位置関係図

←○写真撮影位置・方向

4



(注)本図面は、概略の参考図であり、正確な形状・面積等を示すものではない。

①



目的外建物外観

②



目的外建物外観

③



目的外建物外観

令和 7年（又）第	8号
令和 7年 4月17日	受 命
令和 7年 6月18日	現地調査
令和 8年 6月29日	評 価
令和 8年 6月30日	提 出

宇都宮地方裁判所大田原支部御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
鈴木 健司

第1 評価額

物件番号	評 価 額
物件1	金 1, 6 6 3, 0 0 0 円

物件1の価格は目的外建物のための敷地利用権価格を控除した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、法定の手続がとられた場合を除き事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 地 地 地 所 有 者	在 番 目 積 者 矢板市安沢字太子堂 1 0 7 1 番 3 宅地 588.36m ² A	同左

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R宇都宮線「片岡」駅北東方約2.5 k m（直線距離） （別紙位置図参照）	
付 近 の 状 況	受命物件は矢板市街地中心部南東方約5.3 k m（直線距離）、県道下河戸片岡線背後、郊外の住宅地域に存する。周辺は農地、平地林が多く残る中に一般住宅、農家住宅等が見られる。 当該地域より主な公共施設へは、矢板役所約5.2 k m、市立安沢小学校約1.7 k m、市立片岡中学校約1.9 k m（直線距離）の接近条件を有している。 将来動向としては、郊外の住宅地域であり、概ね現状で推移すると予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制	非線引都市計画区域 無指定 指定 60% 指定 200% 無
画 地 条 件 （規模、形状等）	物件1 地積 : 588.36㎡ 東西 : 約19.5m（建物図面による） 南北 : 約23m～34m（建物図面による） 形状 : 不整形 地勢 : 平坦 高低差：接面道路と等高 接面道路との関係：無道路地	
接 面 道 路	建築計画概要書によると親族が所有する近隣土地と一体の申請で幅員約5.5mの矢板市道（建築基準法第42条第1項第1号道路）に接面しているが、物件1自体は無道路地である。尚、物件1の周囲は山林である。	
土 地 の 利 用 状 況 及び隣地の状況等	物件1の土地には、B所有の目的外建物が存し、Aが居住している。目的外建物の敷地利用権としては使用借権が成立するものと思料する。 占有範囲：全部 占有権原：使用借権 占有開始時期：平成元年2月ころ 目的外建物の概要 所在：矢板市安沢字太子堂1071番地3 家屋番号：1071番3 種類：居宅 構造：木造スレート葺2階建 床面積：1階 176.79㎡（登記簿） 2階 95.64㎡ 所有者：B 建築時期：平成元年2月	

供給処理施設	上水道：あり（個人管） ガス配管：なし 下水道：なし （注）供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）がとおっており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役所等での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。
特記事項	①土壌汚染の可能性について調査したところ、物件及び周辺には水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設の届出はない。 ②災害リスクに関する情報については、評価人が必要と判断した場合にのみ記載している。当該リスクの有無及びその程度については、各自治体が提供する最新情報を参照する等により、買受希望者において判断する必要がある。 ③公図の筆界線がないため土地の範囲は不明確である。 ④物件1は袋地であるため、囲繞地通行権が認められるが、償金については周辺土地所有者と協議が必要である。 ⑤目的外建物の付近に2階建の土蔵造の倉庫が存するが、件外土地に存すると判断した。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

物件の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	市場性 修正率 オ	底地等価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ=カ
1	9,300	0.67	588.36	0.90	1.00	3,299,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 矢板（県）-4

地価調査価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $10,700\text{円}/\text{㎡} \times 98.2/100 \times 100/100 \times 100/113 = 9,300\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：年率-1.80%を補正

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：13%補正

イ 個別格差：画地条件（形状▲3 無道路地▲30 ）▲33

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：0.90

オ 市場性修正率：1.00

2 評価額の判定

前記により求めた価格に目的外建物の敷地利用権等価格を控除し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 敷地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	敷地利用権等割合 イ	敷地利用権等価格 (円) $\text{ア} \times \text{イ} = \text{ウ}$
1	3,299,000	0.10 使用借権	330,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①カ) ア	敷地利用権価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	市場 性修 正率 ウ	競売 市場 修正率 エ	占有 減価 修正 オ	評価額 (円) $(\text{ア} \pm \text{イ}) \times \text{ウ} \times \text{エ} \times \text{オ}$
1	3,299,000	-330,000	0.80	0.70	—	1,663,000
一括価格（合計）						1,663,000

ウ 市場性修正率：目的外建物の底地▲20

エ 競売市場性修正率：▲30

オ 占有減価率：必要なし

第6 参考価格資料

地価調査価格 矢板（県）-4

所 在：矢板市川崎反町字拾石橋 2 2 6 番

地 目：宅地

価 格：10,700円／m²

位 置：J R 宇都宮線「矢板」駅南西方道路距離約2.6 k m

価 格 時 点：令和 7年 7月 1日

地 積：700m²

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：南西側8.7m市道に接面

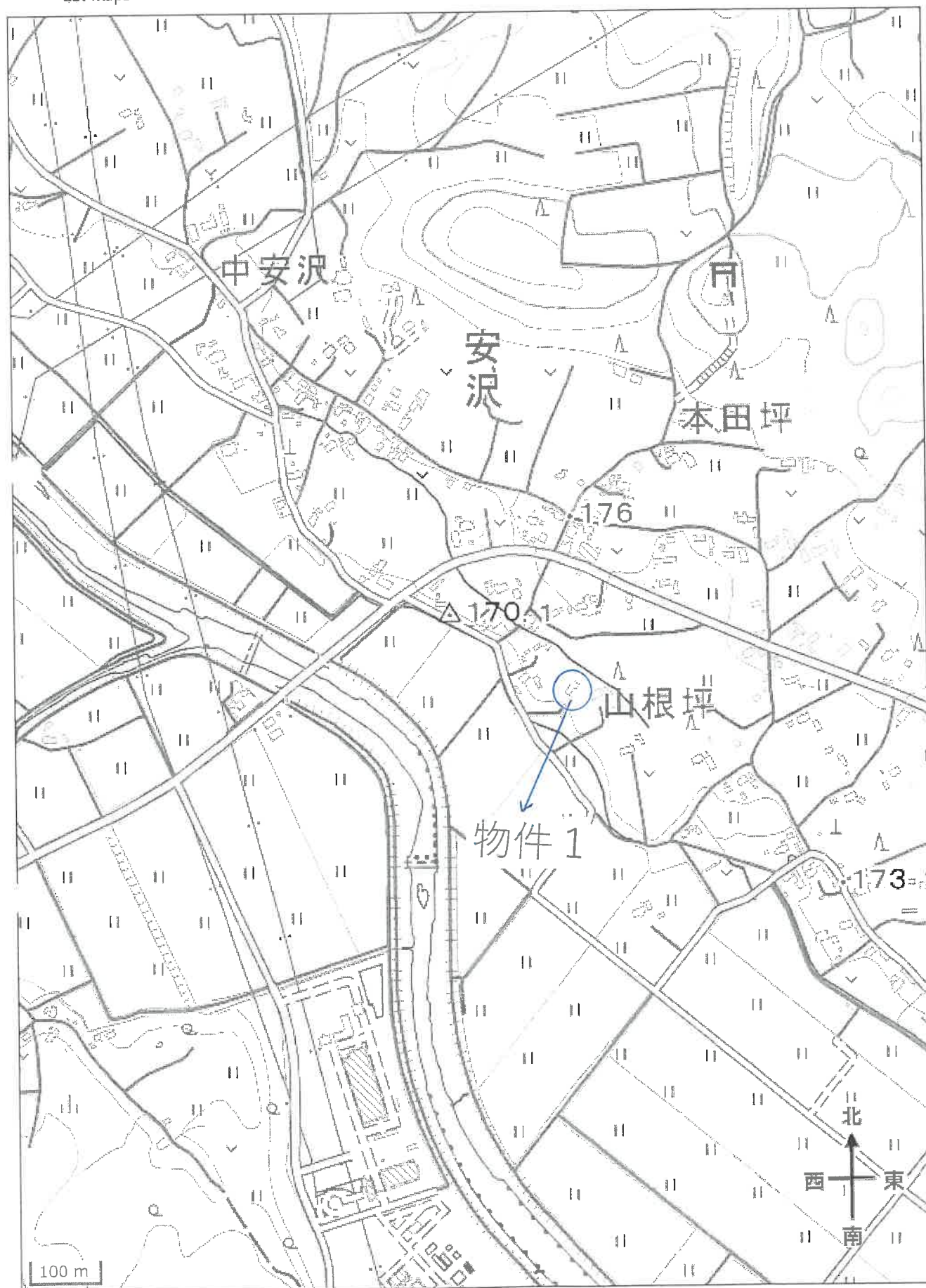
用途指定等：非線引都市計画区域 無指定（建蔽率60%，容積率200%）

地域の概要：農家住宅のほかに一般住宅等も見受けられる住宅地域

第7 附属資料

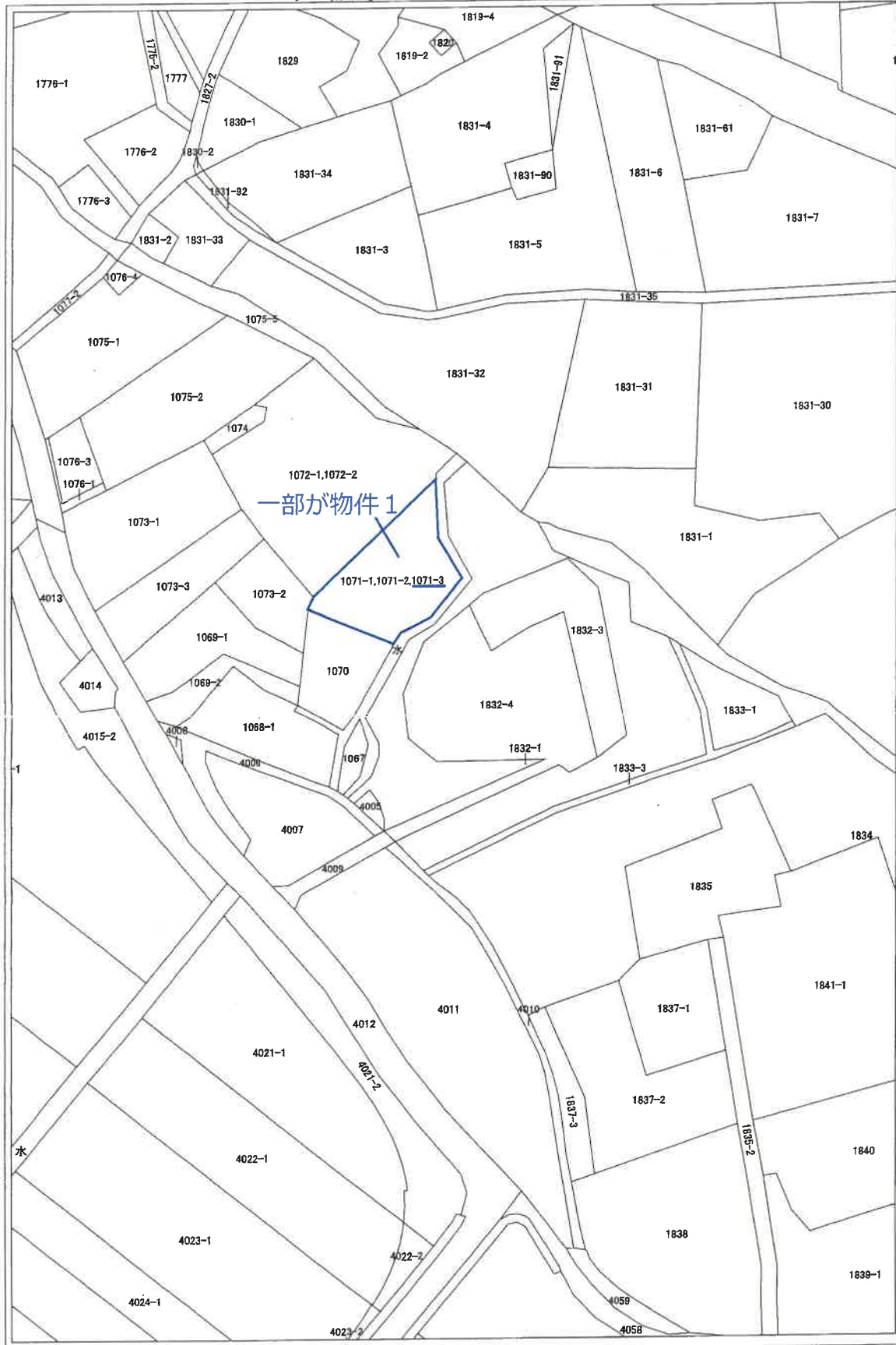
- 1 受命物件の位置図
- 2 地籍集成図
- 3 公図写し
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物図面・各階平面図（目的外建物）

以 上



矢板市 地番図【公用】

矢板市安沢 付近



1:1000

この図面は、現状の地籍の目的で作成した付図のため、土地の境界線等および、権利関係の資料としては使用できません。また、許可なく複製を禁止します。
〔栃木県矢板市役所〕

A4版に縮小につき縮尺相違

公図写し

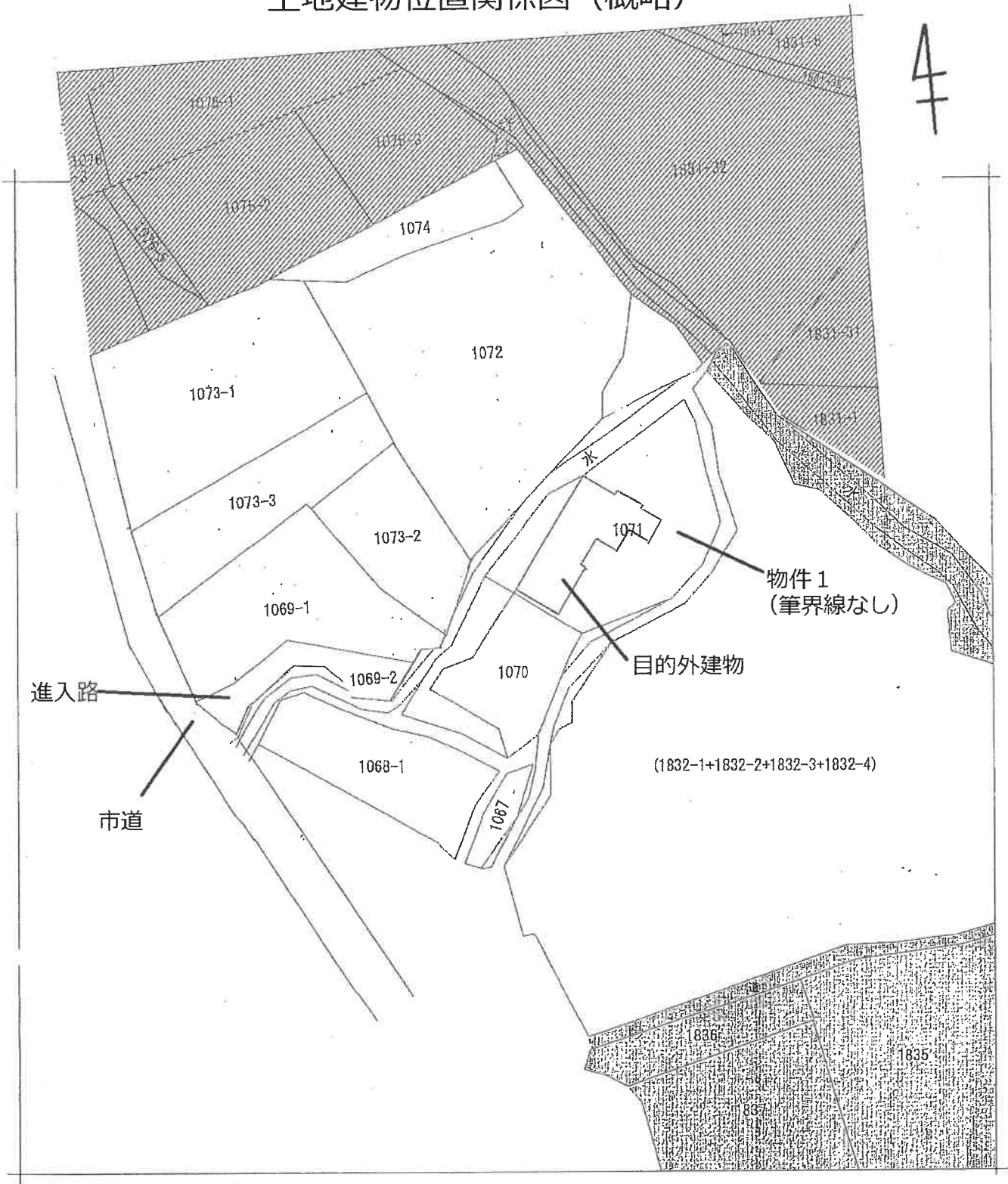


(注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。



請求部	所在	矢板市安沢字太子堂				地番	1070番			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)	昭和58年11月10日		補記事項	方位不明	

土地建物位置関係図（概略）

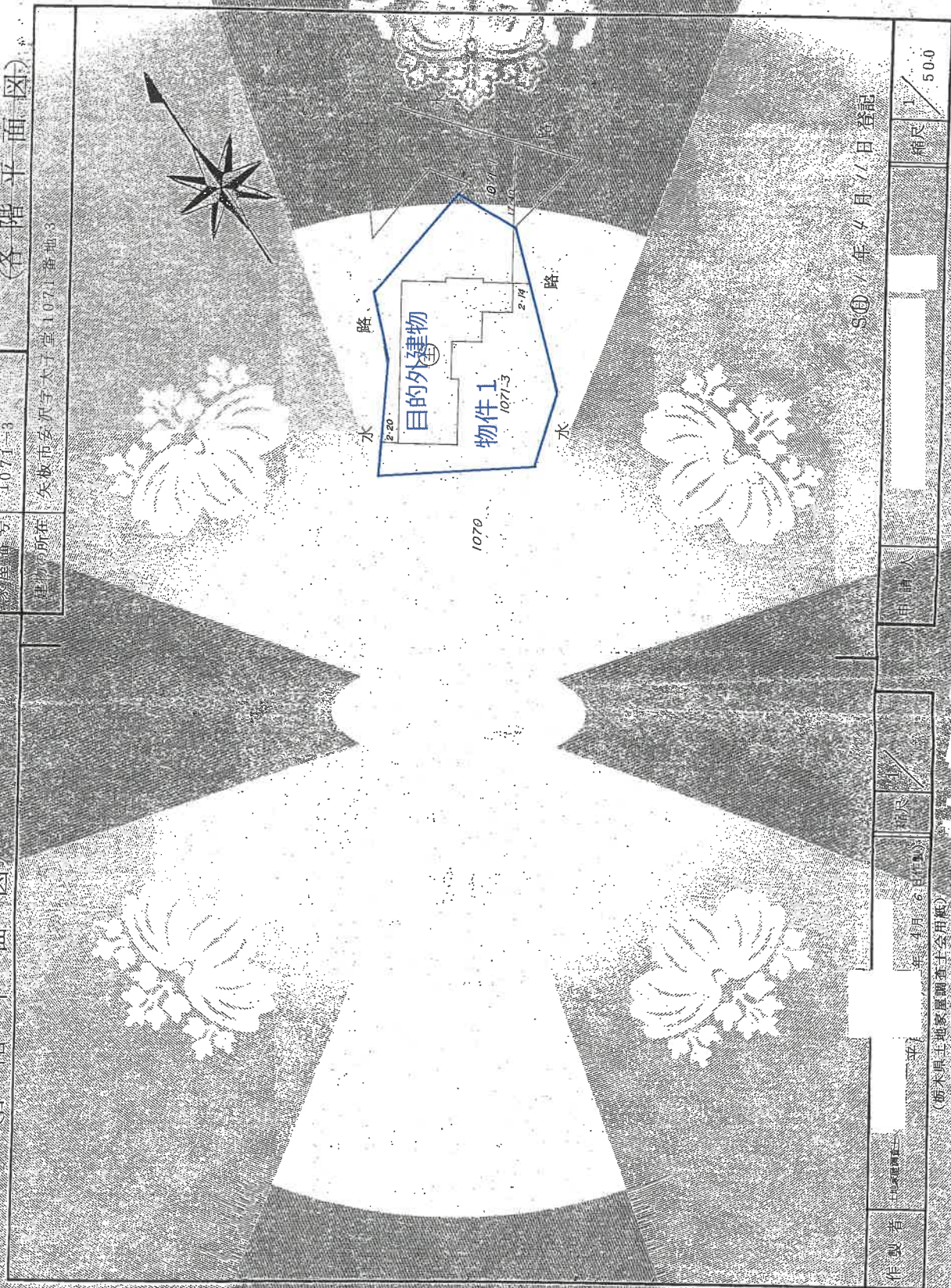


登記年月日：平成31年4月11日

4046126 (各階平面図)

建物図面
(各階平面図)

家屋番号	1071-3
建物所在	矢板市安戸字太子堂1071番地3



S⑩ / 年 4 月 11 日 登記

作製者	中井建設株式会社	縮尺	1/50.0
申請人	中井建設株式会社	縮尺	1/50.0

(栃木県土地家屋調査士会印)

これは図面に記録されている内容を証明する書面である。
(宇都宮地方裁判所大田支店登録)

令和7年3月17日

東京法務局発出

地図整理番号：M51635

(1/2)

A 4 版に縮小につき縮尺相違

登記年月日：平成17年4月11日

これは図面に記載されている内容と記述し、変更しないこと。
(金庫宮地方建設局大田原支店管理)

令和7年3月17日

東京法務局提出

(建物図面)
各階平面図

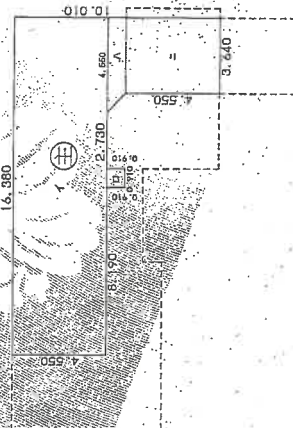
10711-3

矢板市安沢字太子堂1071番地3

建物の所在

4046122 各階平面図

2階



求積表

イ	4,550 X 16,980	=	77,429,000
ロ	0,910 X 0,910	=	0,828,100
ハ	(4,550 + 3,640) X 0,910 / 2	=	3,726,450
ニ	4,550 X 3,640	=	16,562,000
ホ	合計	95,645,550	
床面積	95,64 ㎡		

1階



求積表

イ	7,280 X 8,190	=	59,623,000
ロ	6,370 X 4,550	=	28,983,500
ハ	10,010 X 3,640	=	36,435,000
ニ	13,650 X 3,640	=	49,686,000
ホ	4,550 X 0,455	=	2,072,550
合計	176,799,050		
床面積	176,79 ㎡		

S17/年4月11日登記

作製者

平成

2月16日(祝)

縮尺 2.50

申請人

縮尺 2.50

(栃木県土地家屋調査士会用紙)

地図整理番号：M51635

072

A4版に縮小につき縮尺相違